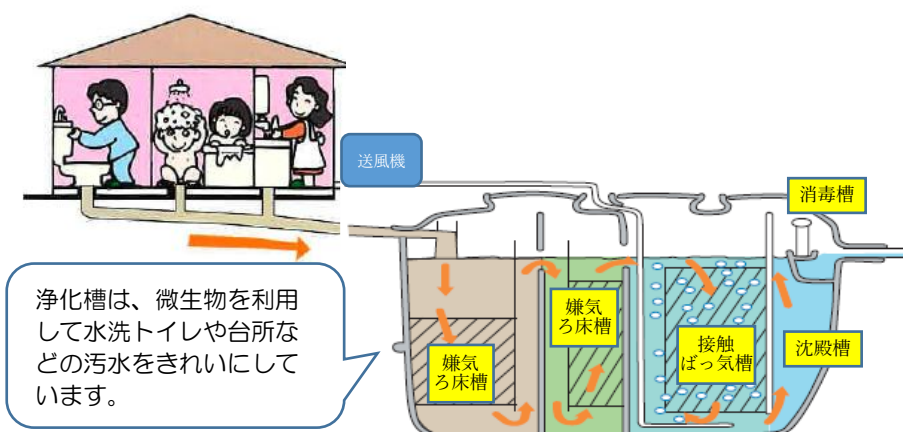


浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)は 一括契約がお勧めです。



きちんと管理しないと、処理水がきれいにならず悪臭で近所に迷惑をかけることや、装置が故障して多額の修理費がかかることもあります。維持管理はとても大切です。

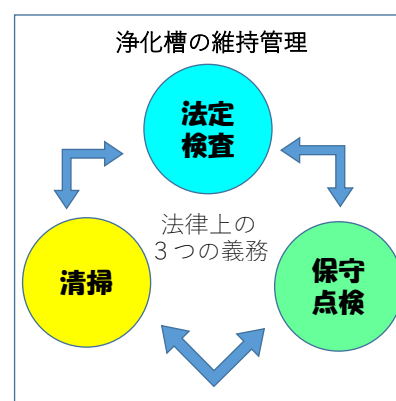
一括契約とは

浄化槽を使用するためには、(1)保守点検（装置の調整、消毒薬の補充）、(2)清掃（溜まった汚泥の引抜、槽内部の点検）、(3)法定検査（機能診断、水質検査）の3つの維持管理が法律により義務付けられています。

一括契約とは、保守点検業者又は清掃業者が、浄化槽を使用している方の窓口業者となり、(1)保守点検+(2)清掃+(3)法定検査の3つを一つの契約書で締結します。

浄化槽管理組合等の地域管理組織が主体となり、浄化槽機能維持に必要な3つの履行を一括して管理される場合もあります。

料金の支払先も窓口業者や浄化槽管理組合等に一本化されますので、浄化槽を使用される方にとって、とても便利になります。



一括契約のメリット

1. 煩雑な手続きから解放されます。

保守点検、清掃、法定検査を別々にそれぞれの業者に委託(依頼)して、料金も別々に支払っていた煩わしさが解消します。

2. 浄化槽の延命化につながります。

浄化槽が常に良好な状態に維持されるよう、窓口業者(保守点検業者又は清掃業者)や管理組織が保守点検、清掃、法定検査の実施時期を定めて、総合的に管理します。

浄化槽の保守点検、清掃状況や、法定検査の結果が共有化されますので、それぞれの維持管理業務に活かされるようになります。

この結果、浄化槽をより良い状態で長く使用できることにつながります。